

令和 5 年度分科会の活動実績について

○社会福祉施設等整備審査専門分科会

【審議概要】

札幌市内における第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設（児童福祉施設を除く）及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査する。

<審査対象>

- ・社会福祉施設の創設、増築、大規模修繕等の施設整備計画
- ・介護老人保健施設の創設に係る施設整備計画
- ・その他社会福祉施設等の整備等に関し、市長から特に要請を受けたもの

【所属委員（令和 6 年 12 月 20 日現在）】

社会福祉施設等整備審査専門分科会の委員は、各分科会の分科会長で構成している。

会長	浅香 博文	身体障害者福祉専門分科会長
副会長	秦 直樹	民生委員審査専門分科会長
委員	田辺 毅彦	高齢者福祉専門分科会長
	鎌田 正志	低所得者福祉専門分科会長
	池田 雅子	地域福祉活動専門分科会長

【活動実績】

(1) 令和 5 年 6 月 20 日

（議題）

軽費老人ホーム審査（大規模修繕 1 件）

（審議結果）

申請のあった 1 件の審査を行い、1 件の計画を認めた

(2) 令和 5 年 12 月 22 日

（議題）

広域型特別養護老人ホーム審査（創設 2 件、改築・大規模修繕 2 件）

児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所審査（創設 1 件）

施設入所支援・生活介護・短期入所審査（改築 1 件）

（審議結果）

申請のあった 6 件の審査を行い、6 件の計画を認めた

○民生委員審査専門分科会

【審議概要】

札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員として適任か審査し、市長へ答申を行う。年3回開催。

【所属委員（令和6年12月20日時点）】

□会長	秦	直樹
□副会長	深谷	正史
□委員	土肥	勝夫
	森	裕
	柴田	幸一郎
	白川	京子
	林	美枝子

【活動実績】

(1) 令和5年7月19日

（議題）

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

（審議結果）

市長から諮問された38名について審査し、全員適任であると答申

(2) 令和5年11月15日

（議題）

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

（審議結果）

市長から諮問された31名について審査し、全員適任であると答申

(3) 令和6年3月22日

（議題）

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

（審議結果）

市長から諮問された33名について審査し、全員適任であると答申

○地域福祉活動専門分科会

【審議概要】

福祉除雪事業の制度検証に向けて、事業の現状や課題等について説明・報告を実施。

【所属委員（令和 6 年 12 月 20 日現在）】

- 会長 池田 雅子
- 副会長 忍 正人
- 委員 大西 國男
- 神元 要子
- 長江 睦子
- 林 拓哉
- 梶井 祥子
- 光崎 聡

【活動実績】

(1) 令和 6 年 3 月 26 日

(議題)

福祉除雪事業の概要について

福祉除雪事業の現状及び持続可能な事業としていくための観点について

○身体障害者福祉専門分科会審査部会

【審議概要】

身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項に基づく障害程度の審査を行う。

【所属委員（令和 6 年 12 月 20 日時点）】

身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員は、6 名の医師で構成している。

- 部会長 平野 聡（消化器外科）
- 委員 岩崎 倫政（整形外科）
- 大黒 浩（眼科）
- 高野 賢一（耳鼻咽喉科）
- 丹野 雅也（内科）
- 高橋 修史（歯科）

【活動実績】

(1) 令和 5 年 8 月 18 日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（137 件）

障害程度の審査（8 件：新規申請 8 件、再交付申請 0 件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認 137 件、不承認 0 件

障害程度の審査・・・該当 0 件（新規申請 0 件、再交付申請 0 件）

非該当 8 件（新規申請 8 件、再交付申請 0 件）

保留 0 件

(2) 令和 6 年 2 月 29 日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（63 件）

障害程度の審査（10 件：新規申請 8 件、再交付申請 2 件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認 63 件、不承認 0 件

障害程度の審査・・・該当 0 件

非該当 10 件（新規申請 8 件、再交付申請 2 件）

保留 0 件

※全委員が揃うことが困難なため、審査部会運営要綱第 4 条第 4 項に基づき、書面会議による審査とした。